

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称
水と緑の快適環境のまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
杵島郡江北町

3 地域再生計画の区域
佐賀県杵島郡江北町の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 背景

江北町は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、人口 9,757 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、東経 130.8 度～130.12 度、北緯 33.11 度～33.15 度にあり、北に多久市、南に白石町、西に大町町、東に小城市に接しています。町の中央部には御嶽山がせり出してきており、これが町のシンボルともなっています。この御嶽山の麓に町を中心街が形成されており、東西 5.6km、南北 7.2km で行政区面積は 24.48 km²で、この内 57.3%が耕地で占められ、山林・原野、宅地・その他 26.7%となっています。町の東側を牛津川が、南側には六角川が蛇行しながらゆっくりと流れており、これらによりもたらされた肥沃な土地によって農業が発達し、県下で有数の穀倉地帯となっています。また、国道 34 号線が町の中央部を走り、J R 長崎本線と佐世保線に分岐するところに位置しており、古くから交通の要衝として立地条件に恵まれております。

本町は以前炭鉱の町として栄え、町全体が賑わいをみせておりましたが、昭和 44 年の杵島炭鉱閉山に伴い人口は激減し、過疎化が進むという深刻な状況にありました。その後、昭和 56 年に国道 34 号江北バイパスの一部開通、平成 7 年には、六角川を跨ぎ隣接町（白石町）とに新渡大橋が新設され、平成 11 年には江北バイパスが全面開通しました。更に佐賀空港へのアクセス道路として県道江北芦刈線が着工するなど、この間の道路網の整備に伴い、バイパス沿いには大型商業施設が建ち並び、その背後地には民間企業による住宅地の開発も進み、また、J R 長崎本線・佐世保線に分岐点である肥前山口駅有しており、駅周辺の開発の進展などにより、人口、世帯数が増加傾向であります。

近年、生活環境の多様化により各家庭より排水される未処理の生活雑排水等の流入により河川、農業用水路等の汚濁が進んでおり、特に渇水期のハウスなどの農作物とへの影響が懸念されています。

このような状況のなか、生活環境の改善及び公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、平成7年度より農業地域で農業集落排水事業、その他町全域を平成7年12月に公共下水道全体計画を策定し、平成7年度に第1期地区事業認可(96ha)を受け、公共下水道の整備完了目標を平成27年年度と定め整備を進め、平成14年度に93haの整備と処理場1期分が完成し、平成15年3月25日より供用開始を行っています。さらに、平成15年度に第2期地区(68ha)の事業計画認可変更申請を行い、事業進捗を図っています。

(2) 意義

江北町は、水と緑の保全を計画的に推進するとともに居住環境の整備、公園・緑地・水辺の整備、上下水道の整備などを包括的に実施しています。このため水と緑の自然環境や歴史環境等を生かし、人の心にうるおいとやすらぎを与える美しい環境を維持し、次代に残すため環境保全意識の高揚を図るとともに景観づくりや環境美化運動などの地域活動を支援し、その普及・拡大につとめることにより、快適な環境の町として再生できることを考えています。

(3) 目標

江北町は、平成12年12月に「第4次江北町総合計画」で「みんなで取り組む『住民主役のまちづくり』の推進」、「人と自然が共生する『環境と人にやさしいまちづくり』の推進」、「広域交通拠点に位置する優位性を生かした『広域交通拠点のまちづくり』の推進」として掲げた新しいまちづくりの基本戦略を踏まえ、町の自然と歴史、社会的特性を生かした個性豊かな地域づくりを図ることを目的として、まちの将来像を『人とみどりが輝くふれあい交流拠点の町 江北』を提唱しています。

その実現をはかるため、次の6つの基本施策「住民主役のまちづくり」、「人にやさしい健康福祉のまちづくり」、「ふれあい豊かなスポーツ活動と文化創造のまちづくり」、「水と緑の快適環境のまちづくり」、「安全で利便性の高いまちづくり」、「活力ある産業のまちづくり」を定め住民と行政が一体となった新しいまちづくりに邁進しています。

このようなまちづくりを行うためには、地域住民の良好な生活環境の創出に重要な施設である下水道は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水

域の水質保全を図るために不可欠な施設となっています。

このように、水と緑の快適な環境のまちを再生させるためには、生活環境の改善、公共用水域の保全を行う「汚水処理施設整備交付金」の支援措置を活用し地域住民が住み良いまちづくりを行いたいと考えています。

このため、改善及び公共用水域の水質保全のため汚水処理人口普及率の向上を次のように設定します。

(目標1) 【平成17年3月31日現在】

汚水処理人口普及率 52% (江北町全域)

【平成20年度末目標値】

汚水処理人口普及率 63% (江北町全域)

(4年間に汚水処理人口普及率を11ポイント向上させる。)

(目標2) 現況のBOD汚濁負荷量：178.8kg/日に対して、整備後のBOD汚濁負荷量：56.0kg/日となり、122.8kg/日のBOD汚濁負荷量を削減します。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本町は平成7年12月に公共下水道全体計画を策定し、江北町特定環境保全公共下水道(第1期地区96ha)の事業計画について、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により平成8年1月17日付けで認可を受け、平成14年度に93haの面整備と終末処理場1期分が完成し、平成15年3月25日より供用開始を行ってあります。さらに、第2期地区(68ha)の特定環境保全公共下水道事業計画(変更)について、平成15年12月8日付けで認可を受け、環境保全及び住民生活向上のため事業推進を図ります。

また、特定環境保全公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理施設整備事業採択区域以外の区域については、浄化槽設置整備事業(個人設置型)により整備を行い、汚水処理普及人口の拡大を図ります。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

A3002 地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)

(1) 事業主体

特定環境保全公共下水道 「江北町」

浄化槽(個人設置型) 「江北町」

(2) 施設の種類

特定環境保全公共下水道 浄化槽（個人設置型）	「汚水処理場」、「污水管渠」 「浄化槽」
---------------------------	-------------------------

(3) 事業区域

特定環境保全公共下水道 浄化槽（個人設置型）	江北処理区（山口、佐留志、八町地区） 江北町全域（ただし、江北町特定環境保全公共 下水道事業認可区域及び農業集落排水処理施設 整備事業採択区域（佐留志地区）を除く。）
---------------------------	--

(4) 事業期間

特定環境保全公共下水道 浄化槽（個人設置型）	平成 1 7 年度～平成 2 0 年度 平成 1 7 年度～平成 2 0 年度
---------------------------	--

(5) 事業費

特定環境保全公共下水道	事業費	1,423,400 千円
	（うち、単独	80,200 千円）
	（うち、交付金	701,600 千円）
浄化槽（個人設置型）	事業費	19,044 千円
	（うち、交付金	6,348 千円）
合計	事業費	1,442,444 千円
	（うち、単独	80,200 千円）
	（うち、交付金	707,948 千円）

(6) 整備量（目標を達成するために行う事業）

・特定環境保全公共下水道

汚水処理場（汚水処理施設 1 , 2 4 4 m³/日） 1 箇所
（ 3 / 6 ・ 4 / 6 系列 土木建築、機械電気設備 一式）
管渠工（ 100 ~ 200 ） 8 , 2 6 8 m
（測量試験費、補償費 一式）
面整備 4 5 ha

・浄化槽（個人設置型）

5人槽	12基
7人槽	36基

5 - 3 その他の事業

都市再生整備計画（まちづくり活動推進事業）

・駅南地区を町活性化の核とし、駅南広場を整備することにより広域交通の拠点・交通結節点の町としての利便性向上は図り、各種公共施設との連携及び地域住民と一体となったまちづくりにより良好な住宅地の誘導など住み良い生活空間を創る。

6 計画期間

平成17年度～平成20年度の4年間

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、汚水処理人口普及率は、江北町の人口に対して、汚水処理施設の利用が可能な人口をもって定量的な数値が算出されるため、客観的な目標達成の評価が可能である。よって、平成21年度に江北町が整備完了時点での汚水処理人口普及率により達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし